

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年三月三十日公営企業管理規程

第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。